

# 児童福祉法の特例(国家戦略特別区域小規模保育事業)

## ～小規模認可保育所における対象年齢の拡大～

(小規模認可保育所(対象年齢) 国家戦略特別区域法第12条の4 平成29年9月22日施行)

### 特例措置前

「小規模保育事業」は0～2歳の待機児童解消を目的として創設されたため、対象年齢を原則0～2歳に限定し、市町村が認めた場合には、3歳～5歳を保育できるとしている。

(規制の根拠)

児童福祉法第6条の3第10項(昭和22年法律第164号)

### ニーズ

特に都市部では3歳以上にも待機児童が発生し、小規模保育の卒園後の受け皿が十分に足りていない状況である。



### 特例措置

待機児童の多い特区において、原則として0～2歳を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳のための保育等を行うことを可能とする。

#### 特区法第12条の4の概要

- ・特区小規模保育事業とは、国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、当該国家戦略特別区域において、保育を必要とする0～5歳の乳児・幼児について、その保育を目的とする施設(利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。)において保育を行う事業。
- ・国家戦略特別区域会議が特区小規模保育事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、当該特区小規模保育事業は、児童福祉法、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等の法令の規定の適用については、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業に含まれる。



### 効果

地域の実情に即した保育の受け皿整備が進み、待機児童の解消に資することが期待される。